

警察活動の支え

第1節 警察活動の基盤

第2節 国民の期待と信頼に応える強い警察

第3節 外国治安機関等との連携

第7章

CHAPTER 7



第1節

警察活動の基盤

1 警察の体制

(1) 定員

平成28年度の警察職員の定員は総数29万5,664人であり、このうち7,797人が警察庁の定員、28万7,867人が都道府県警察の定員である。

図表7-1 警察職員の定員（平成28年度）

区分	警察庁				都道府県警察					合計
	警察官	皇宮護衛官	一般職員	計	警察官			一般職員	計	
					地方警務官	地方警察官	小計			
定員(人)	2,149	881	4,767	7,797	628	258,875	259,503	28,364	287,867	295,664

注：都道府県警察職員のうち、地方警務官については政令で定める定員であり、その他の職員については条例で定める定員である。

(2) 警察力強化のための取組

地方警察官については、平成13年度から27年度までの間に合計2万9,831人の増員を行ってきた^(注)。刑法犯認知件数が15年以降13年連続して減少するなど、地方警察官の増員は、他の施策と併せ、犯罪の増勢に歯止めを掛け、治安の回復に効果をもたらしていると考えられる。

しかし、我が国の治安は、刑法犯認知件数等の指標が改善する一方で、ストーカー事案・配偶者からの暴力事案や特殊詐欺を始めとする女性や高齢者が被害者となる犯罪が多発しているとともに、国際テロ情勢の悪化やサイバー空間の脅威の増大が見られるなど依然として課題が山積している。また、我が国を取り巻く国際情勢の変化への的確な対応を図るとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、警察の事態対処能力を強化することが必要となっており、引き続き、時代に合わせて警察力の強化に努める必要がある。そのため、警察では、大量退職期が到来していることを踏まえつつ、次のような警察力強化のための取組を強力に推進し、厳しい治安情勢に的確に対応することとしている。

① 地方警察官の増員

人身安全関連事案対策の強化、特殊詐欺対策の強化及び我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事態対処能力の強化を図るため、28年度には地方警察官994人の増員を行った。

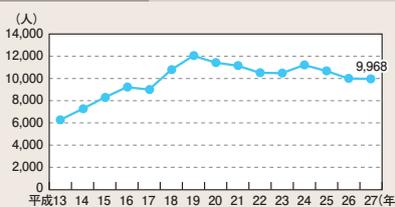
② 退職警察職員の積極的活用

交番相談員、捜査技能伝承官等の非常勤職員を拡充し、また、再任用制度を積極的に活用することで、即戦力たる退職警察職員により現場執行力を補完するとともに、経験豊富な警察職員の優れた技能を若手警察職員に伝承している。

③ 優秀な人材確保のための採用募集活動の強化

警察庁では、警察官という職業の魅力をアピールするため、合同企業説明会への参加、警察庁ウェブサイトや民間の就職サイトを通じた情報提供等を行い、都道府県警察の採用募集活動を支援している。

図表7-2 地方警察官の退職者数の推移（平成13～27年度）



図表7-3 警察官採用試験実施状況（平成18～27年度）



注：東日本大震災に伴う、岩手県、宮城県及び福島県警察に対する750人の増員（23年度）を含む。

(3) 女性警察官の採用・登用の拡大

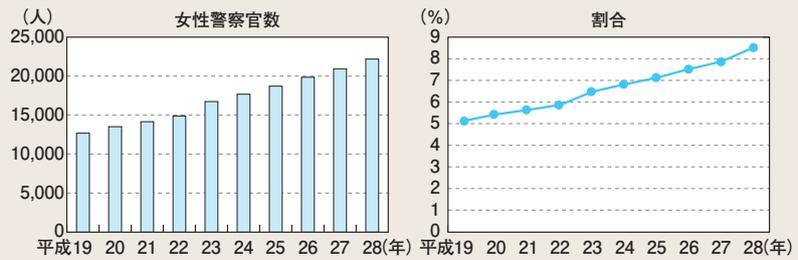
警察では、女性警察官の採用に積極的に取り組んでいる。毎年度1,000人を超える女性警察官を採用し、女性警察官数は年々増加している。平成27年度には1,802人（新規採用者総数に占める比率は16.5%）の女性警察官が採用された。

女性が被害者となる性犯罪や配偶者からの暴力事案等の捜査、被害者支援等、女性警察官の能力や特性をいかした分野のほか、強行犯捜査、知能犯捜査等の捜査全般、暴力団対策、警衛・警護等の分野でも活躍するなど女性警察官の職域は全ての分野に拡大しており、県警察本部長や警察署長を始め、警察署の刑事課長等の幹部への登用も進んでいる。

また、都道府県警察では、25年5月に「警察における女性の視点を一層反映した対策の推進に関する検討会」から受けた提言を踏まえ、多様性のある社会のニーズに応えられるようになるため、女性の視点をいかした警察づくりに取り組んでおり、女性用仮眠施設の整備や装備資機材の改良、仕事と育児の両立を支援する制度の整備・拡充等の女性が活躍できる環境の整備に向けた様々な取組を推進している。

さらに、警察庁においても、様々な背景を持つ多様な人材が能力を発揮することにより、警察組織を質的に強化するため、28年3月に「警察庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」^(注)を策定し、更なる女性の採用・登用の拡大等に取り組んでいる。

図表7-4 都道府県警察の女性警察官数及び地方警察官に占める女性警察官の割合の推移（平成19～28年度）

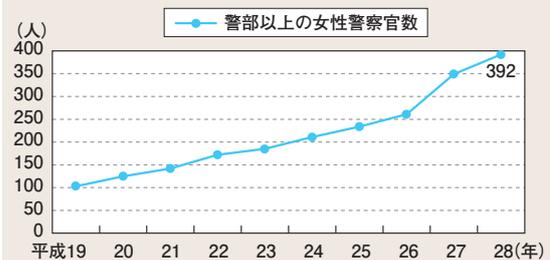


区分	年次	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
地方警察官数(人)		252,888	252,764	253,682	254,530	256,716	256,717	258,762	258,839	259,972	261,124
女性警察官数(人)		12,686	13,524	14,162	14,870	16,743	17,686	18,719	19,856	20,947	22,119
割合		5.0%	5.4%	5.6%	5.8%	6.5%	6.9%	7.2%	7.7%	8.1%	8.5%

注1：数値は各年度4月1日現在である。

注2：平成23年度以降は定員外とされた育児休業取得中の者を含む。

図表7-5 都道府県警察で採用された女性警察官のうち警部以上の人数の推移（平成19～28年度）



注1：数値は各年度4月1日現在である。

注2：出向等により他機関等において勤務中の者を含む。

コラム 女性施策担当者として～自らの経験をいかした施策～

愛知県警察本部警務部警務課総合企画室総合企画係 金岡なぎさ警部補

平成24年4月に警察署刑事課から現係に異動し、現在は小学校2年生と3歳の2人の娘の育児をしながら勤務しています。夫や両親の支援もありますが、出産前と同じ働き方は難しく、「やりたいけど、できない」もどかしさもしばしば。周囲にもキャリアに悩む女性は多く、育児期の壁を強く感じていました。

このような思いから、「やりたい気持ちをそのままキャリアにつなげられる組織」を目指し、短時間勤務制度利用中の配置ポストの新設や、自宅近くの所属への配置の推進、ワークライフバランスの実現に向けた働き方改革等様々な取組を考えており、そのために必要となる組織的な対応や女性側の努力等について、自らの経験をいかしながら検討できる現係での勤務にやりがいを感じています。

子育てでの悩みも多いですが、将来は一番の希望である刑事部門で後輩等のロールモデルとなれるように頑張りたいと思っています。

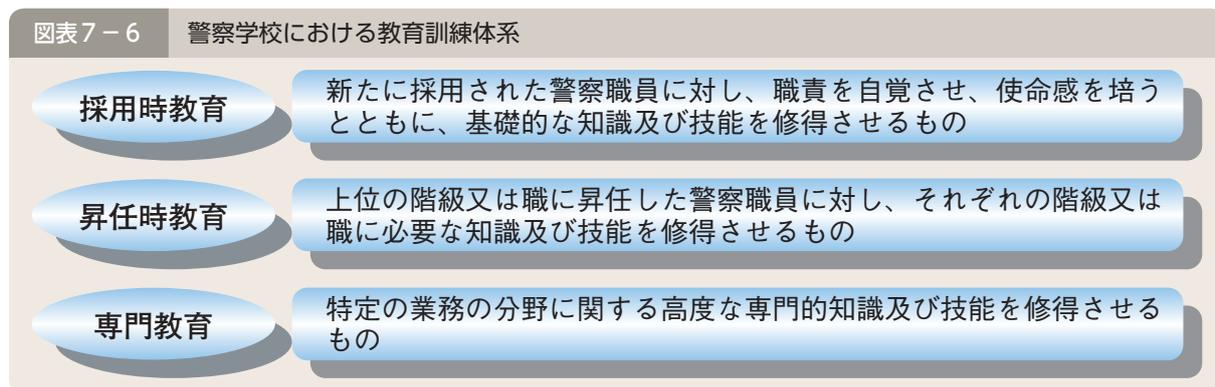


(4) 教育訓練

警察職員には、適正に職務を執行するため、良識と確かな判断能力や実務能力が必要とされる。警察学校や警察署等の職場では、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備えた警察職員を育成するため、教育訓練の充実強化を図っている。

① 警察学校における教育訓練

都道府県警察の警察学校、警察庁の管区警察学校、警察大学校等では、対象者の階級及び職に応じて、次のような体系的な教育訓練を実施している。



② 職場における教育訓練

警察署等の職場では、個々の警察職員的能力又は職務に応じた個人指導や研修会の開催等により、職務執行能力の向上を図っているほか、経験豊富な警察官や退職警察官の講義等を通じ、専門的な知識及び技能の伝承に努めている。また、適切な職務執行を行うとともに高い倫理観を培うため、有識者による講習会等を行っている。

③ 術科訓練の充実強化

凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するため、柔道、剣道、逮捕術、拳銃等の術科訓練を実施している。特に、様々に変化する状況に的確に対応する能力を培うため、映像射撃シミュレーター(注)等による拳銃訓練を始め、実際の現場で発生する可能性の高い事案を想定した実践的な訓練の充実強化を図っている。



映像射撃シミュレーター



実践的な訓練

(5) 警察職員の殉職・受傷

警察官は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序の維持に当たるため、自らの身の危険を顧みず職務を遂行し、その結果、不幸にして殉職・受傷する場合があります。

平成27年中には、交通指導取締り中の警察官が停止を求めた違反車両に轢かれ殉職する事案等が発生した。

警察では、殉職・受傷した警察職員又はその家族に対して、公務災害補償制度による公的補償のほか、賞じゅつ金の支給等の措置をとっている。また、特記すべき職務執行に対しては、警察庁長官名による表彰を行っている。

注：スクリーン投影した映像に向け、レーザー光線で射撃を行う訓練装置

2 警察の予算と装備

(1) 警察の予算

警察の予算は、警察庁予算と都道府県警察予算から成る。このうち、警察庁予算には、国庫が支弁する都道府県警察に要する経費と補助金が含まれる。

平成27年度警察庁予算では、サイバー空間の脅威への対処に要する経費等を、補正予算では、緊急テロ対策に要する経費等を措置した。

27年度の国民一人当たりの警察予算は約2万8,000円であった。

① 警察庁予算

27年度当初予算（一般会計）

- ・総額 2,542億300万円
- ・前年度比 27億4,400万円（1.1%）増加
- ・国の基礎的財政収支対象経費（※）総額の0.3%

サイバー空間の脅威への対処、客観証拠重視の捜査のための基盤整備に要する経費等を措置

※一般会計の歳出から国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの

27年度当初予算（東日本大震災復興特別会計）

- ・総額 19億6,400万円

27年度補正予算

- ・補正予算（第1号）総額 101億円

緊急テロ対策に要する経費等を措置

② 都道府県警察予算（※）

- ・総額 3兆2,977億6,600万円
- ・前年度比 431億8,900万円（1.3%）増
- ・全都道府県の一般会計予算総額の6.2%

※各都道府県が、犯罪情勢・財政事情等を勘案して編成

(2) 警察の装備

① 車両の整備

警察用車両として、パトカー、白バイ等が全国に約4万2,600台整備されている。

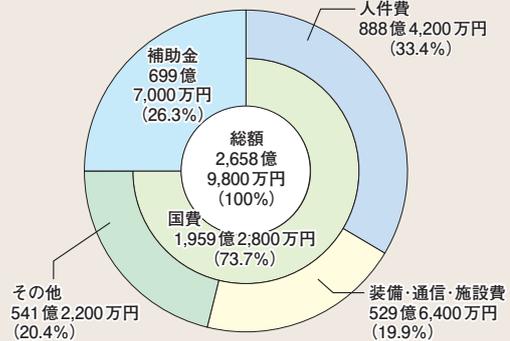
平成27年度は、高速道路における交通安全対策の強化等のための車両を増強した。

② 装備品の整備と開発改善

27年度は、テロ対策、暴力団対策、薬物事犯対策等の推進を重点として、各種装備品を整備した。

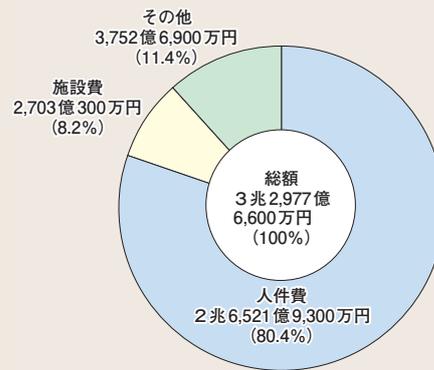
また、科学技術の進歩や社会情勢の変化に対応し、業務の効率化と高度化を図るため、装備品の開発と改善を進めている。

図表7-7 警察庁予算
(平成27年度最終補正後)



※交付税及び譲与税配付金特別会計繰入のための経費673億4,800万円を除いたもの

図表7-8 都道府県警察予算
(平成27年度最終補正後)



パトカー

3 警察の情報通信

(1) 警察活動を支える警察情報通信

警察では、事件、事故及び災害がどこでどのように発生しても対応できるよう、各種の情報通信システムを開発し、それらを全国に整備するとともに、システムの高度化に努めている。

具体的には、独自に整備・維持管理している無線多重回線、電気通信事業者の専用回線、衛星通信回線等により構成される全国的なネットワークにより、警察庁、管区警察局、警察本部、警察署、交番等を結ぶほか、

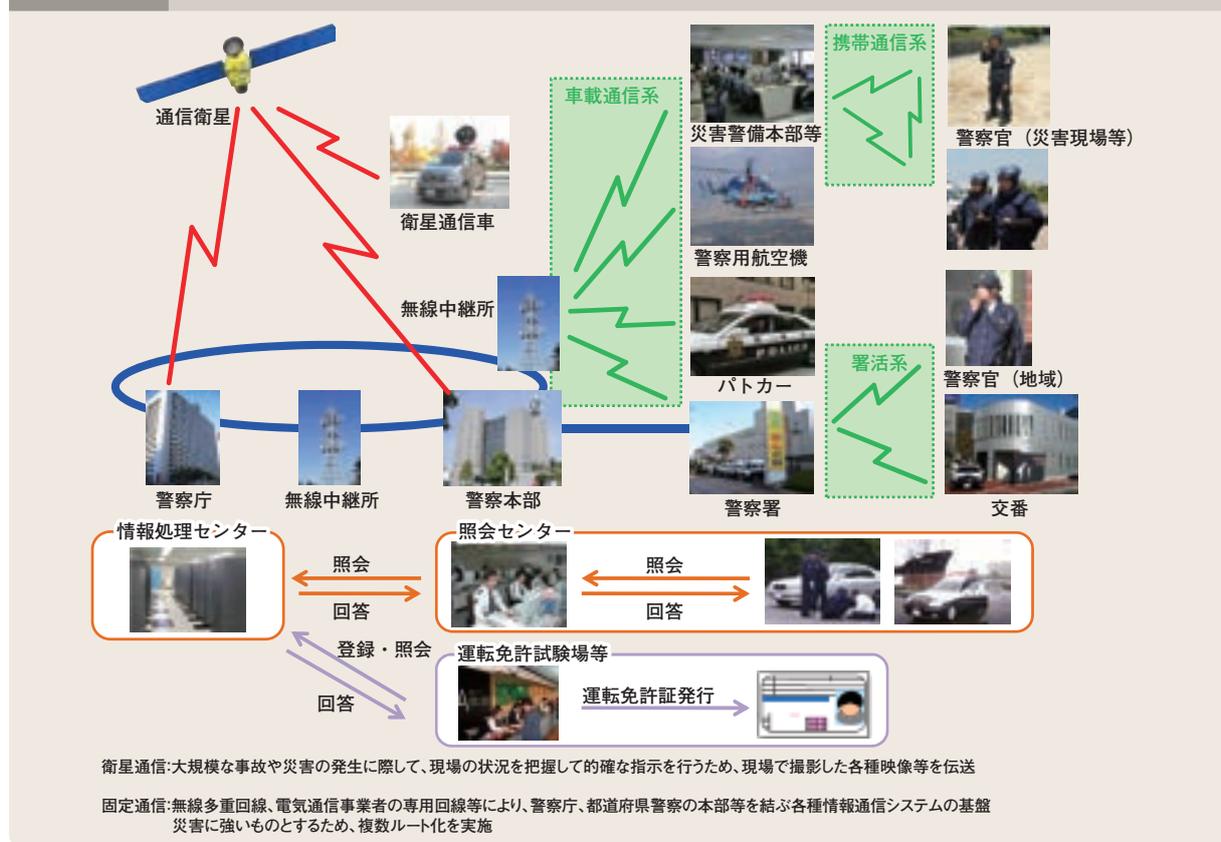
- ・ 車載通信系（警察本部を中心に警察署、パトカー、警察用航空機等を結ぶ無線通信系）
- ・ 署活系（警察署を中心に所属する警察官を結ぶ無線通信系）
- ・ 携帯通信系（機動隊による部隊活動等、局所的な警察活動での無線通信系）

といった各種の移動通信システムを構築することにより、警察業務を遂行する上で不可欠な情報の伝達を実現している。

また、指名手配被疑者、行方不明者、盗難車両等に関する情報を警察庁に登録することにより、第一線の警察官からの照会に即時に回答したり、運転免許証に関する情報を全国一元管理することにより、運転免許証の不正取得を防止したりするための警察情報管理システムを全国に構築することで、第一線の警察活動の支援や各種業務の効率化を図っている。

これら警察情報通信の円滑な運営を図るため、国の機関である全国の情報通信部^(注)に、情報通信に関する専門的な技術を有した職員を配置している。

図表7-9 警察活動を支える警察情報通信



注：管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部

(2) 機動警察通信隊の活動

全国の情報通信部には機動警察通信隊が設置されており、現場の警察活動の基盤となる通信を確保等するための様々な活動を行っている。具体的には、警衛・警護警備の実施時や事件、事故又は災害発生時に、警察本部と現場警察官との間の指揮命令や連絡等が円滑に行われるよう、無線の不感地帯対策のほか現場映像の伝送等の各種情報通信対策を講じている。

平成27年においては、5月の石川県における天皇皇后両陛下「第66回全国植樹祭」御臨場等に伴う警衛警備、7月の東京都調布市内の住宅地における軽飛行機墜落事故、9月の関東及び東北地方における豪雨災害等の際に出動した。



軽飛行機墜落事故現場から伝送された映像

コラム 災害現場で活躍する機動警察通信隊

平成27年9月関東・東北豪雨において、宮城県、茨城県、栃木県を始めとする各県情報通信部、東京都警察情報通信部並びに東北及び関東管区警察局情報通信部の機動警察通信隊は、発災直後から災害現場に出動した。機動警察通信隊は、現場の状況把握や広域緊急援助隊等の指揮のために、衛星通信車やヘリコプターテレビシステム等を活用して、河川堤防の決壊により広範囲に冠水した被災現場の状況や広域緊急援助隊による捜索救助活動の状況等の映像をリアルタイムで警察本部、警察庁、首相官邸等に伝送した。



救助状況の撮影



捜索現場から伝送された映像

(3) 情報管理の徹底

警察では多くの機密情報を取り扱っていることから、警察庁は、警察情報セキュリティポリシー^(注1)の策定等により、情報セキュリティの向上のための総合的な対策を進めている。具体的には、警察内部ネットワークの外部ネットワークからの分離、外部記録媒体の利用制限等の情報流出等を防ぐための技術的環境を整備するとともに、警察職員の情報の取扱いに係る規範意識の向上のための取組を推進している。

また、警察庁及び全都道府県警察にCSIRT^(注2)を設置し、警察情報管理システム等において情報セキュリティインシデント^(注3)が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の集約・分析、被害拡大を防止するための措置等を実施することとしている。さらに、これらの取組の実効性等を検証するため、都道府県警察等を対象とした監査を継続的に実施している。

注1：警察情報セキュリティに関する規範の体系

2：Computer Security Incident Response Teamの略

3：不正プログラム感染事案等情報セキュリティの維持を困難とする事案

4 留置施設の管理運営

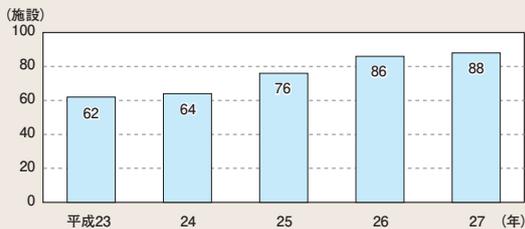
(1) 留置施設の管理運営

平成28年4月1日現在、留置施設は全国で1,157施設（収容基準人員^(注1)2万1,625人）設置されている。警察では、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、捜査と留置の分離を徹底しつつ、被留置者の人権に配慮した処遇及び施設の改善を推進しており、月に2回の健康診断の実施、健康に配慮した食事の提供、冷暖房装置の整備等のほか、次のような取組を行っている。

① 女性被留置者に対する適切な処遇

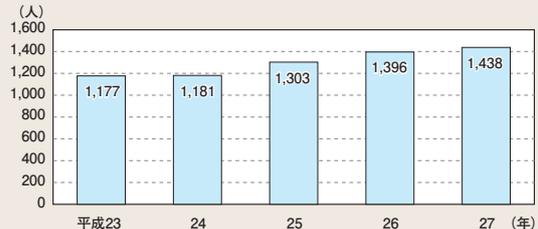
警察では、女性被留置者に対してより適切な処遇を行うという観点から、女性被留置者のみを留置し、女性警察官が常時看守業務に従事する女性専用留置施設の設置を推進しており、全国の同施設は、23年4月から27年4月の間に26施設が整備され計88施設となった。さらに、留置施設への女性警察職員の配置を進めるなど、物的及び人的基盤の整備を進めている。

図表7-10 女性専用留置施設数の推移
(平成23～27年)



注：施設数は各年4月1日現在のものである。

図表7-11 留置業務に従事している女性警察職員数の推移(平成23～27年)



注：職員数は各年4月1日現在のものである。

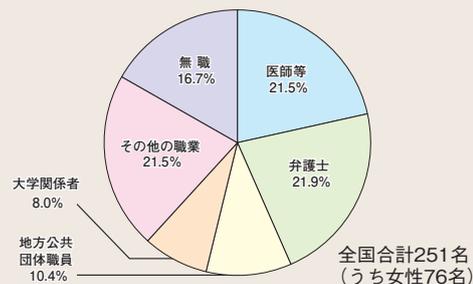
② 外国人被留置者に対する適切な処遇

警察では、外国人被留置者向けに、外国語版の告知書^(注2)を用意しているほか、被留置者の信仰する宗教を踏まえた食事の提供を行うなど、言語や宗教等の違いに配慮した処遇に努めている。

③ 留置施設視察委員会

留置施設の運用状況の透明性を高めるため、警察部外の第三者から成る機関として、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）が、警視庁、道府県警察本部及び方面本部に設置されている。委員会は、弁護士等の法律関係者や医師、地域住民等の委員で構成されている。各委員は、留置施設を実際に視察し、被留置者と面接するなどして留置施設の実情を把握した上で、委員会として留置業務管理者（警察署長等）に意見を述べるものとされており、警視総監、道府県警察本部長及び方面本部長は、委員会からの意見及びこれを受けて警察が講じた措置の概要を公表することとされている。

図表7-12 留置施設視察委員会委員の職業別割合（平成28年1月1日現在）



留置施設視察委員会による留置施設の視察状況

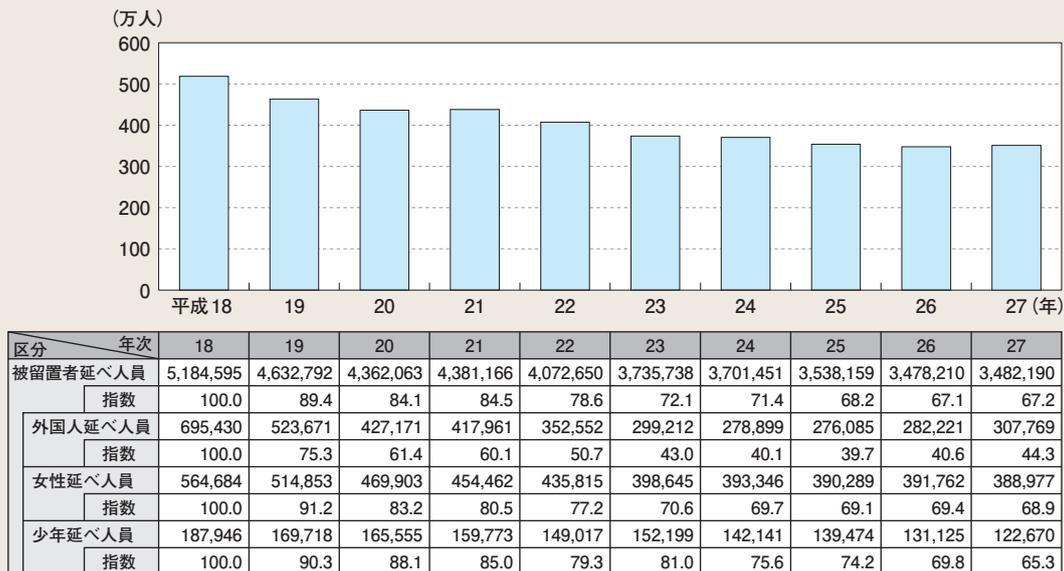
注1：留置施設の定員数

注2：留置の開始に際し、留置施設での処遇について説明するための書面（現在、11か国語を用意）

(2) 被留置者の収容状況

平成27年中の被留置者の年間延べ人員は、全国で約348万人（1日平均約9,500人）と、前年より約4千人（0.1%）増加した。

図表7-13 被留置者延べ人員の推移（平成18～27年）



留置施設の収容率^(注)は、全体としては低下しつつあるが、一時的に過剰な収容状態となる場合が依然としてあることから、警察では、拘置所等刑事施設への早期の移送を要請するなどにより、収容力の確保を図っている。また、留置施設の整備に当たっては、被留置者の居室を並列に配置し、居室前面の一部に遮へい板を設けるなど、被留置者のプライバシー保護に配慮した設計を取り入れている。

図表7-14 留置施設の収容基準人員の推移（平成18～27年）



図表7-15 留置施設の収容率の推移（平成18～27年）



留置施設（女性専用留置施設）内の状況

注：留置施設の定員数に対する被留置者の割合

5 管区警察局・皇宮警察本部の活動

(1) 管区警察局の活動

① 管区警察局の役割

警察庁には、その地方機関として7つの管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部が設置されている。事務を能率的に処理するため、管区警察局は、警察庁の事務の一部を分担して所掌している。東京都と北海道の区域は、管区警察局の管轄外とされ、必要に応じ、警察庁が直接に指揮監督等を行う。

② 管区警察局の主な業務

管区警察局では、主として次のような業務を行っている。

ア 府県警察に対する監察

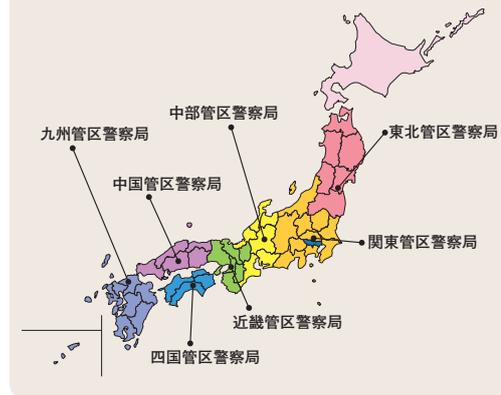
管区警察局の監察機能は、平成12年以降の警察改革の一環として、各管区警察局に総務監察部^(注)を設置することにより強化されている。総務監察部門が管内の府県警察に対する監察を実施することで、警察事務の能率的運営と規律の保持に努めている。

イ 府県の枠を超えた広域調整、災害対応

広域的な対処を必要とする重要事件の合同捜査・共同捜査、高速道路における広域的な交通規制、交通取締りの実施等に関し、府県警察に対する指導・調整を行っている。

また、一府県警察のみでは対処が困難な大規模災害の発生時には、被災状況等に関する情報の収集・分析に当たるとともに、警察災害派遣隊の派遣等に関する調整を行うことで、国としての危機管理機能を発揮している。

図表7-16 管区警察局の管轄区域



事例

Case

中国管区警察局は、四国管区警察局との合同で、山口県内の陸上自衛隊駐屯地施設において、自衛隊レンジャー隊員との共同による高度なレンジャー技術訓練を実施し、大規模災害時における知識及び技能の向上を図った。



航空機からの降下訓練

ウ 情報通信における全国警察の連携の確保、府県警察への技術支援

管区警察局情報通信部では、府県情報通信部と連携して、警察庁や都道府県警察を結ぶネットワークの整備、管理等を行い、全国警察の有機的連携の確保に努めている。

また、府県警察の行う捜索差押え等の現場に臨場し、コンピュータの設定状況等の確認、証拠となる電磁的記録の抽出等の技術支援を行っている。

エ 府県警察職員を対象とした教育訓練

管区警察局に附置された管区警察学校では、主として警部補及び巡査部長の階級にある府県警察の職員を対象とした昇任時教育、専門的教育等を実施している。

事例

Case

四国管区警察局では、管内各県警のパトカー勤務員等を対象として、「職務質問時における受傷事故防止訓練」を実施した。職務質問を受けた被疑者が自らが運転する車両を警察車両に衝突させて逃走しようとする想定の下、廃棄予定車両を使用して実際に車両同士を衝突させるなど実践的な訓練を行うことにより、訓練参加者は、車両を用い逃走を図る被疑者を、警察車両を効果的に活用し、安全に検挙する方法を体得した。



車両を使用した訓練

注：東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局は総務監察・広域調整部を設置している。

(2) 皇宮警察本部の活動

警察庁に附置されている皇宮警察本部は、天皇陛下及び皇族方の護衛、皇居、御所の警備等を行っている。

① 天皇及び皇族の護衛

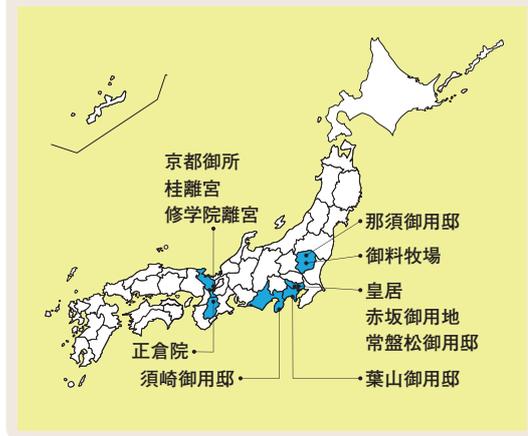
天皇陛下及び皇族方の安全を確保するため、護衛を担当する側衛官^(注1)が、皇居、御所等のもとより、国内外において御身邊の直近で護衛に当たっている。

平成27年中は、天皇皇后両陛下がパラオ国を御訪問になった際などに、海外に側衛官を派遣し、御身邊の安全を確保した。

② 皇居、御所等の警備

皇居、赤坂御用地、各御用邸、京都御所、正倉院等における安全を確保するため、1都1府4県^(注2)において警戒警備活動を行っている。27年は、26年に引き続き皇居乾通りの一般公開が行われたことから、護衛警備を実施した。

図表7-17 皇宮警察本部の勤務地



一般参賀に伴う護衛警備実施

図表7-18 護衛警備を実施した主な行事（平成27年）

1月2日	新年一般参賀
4月21日	春の園遊会
6月3日	フィリピン共和国大統領の皇居参内
11月12日	秋の園遊会
12月5日～9日	皇居乾通り一般公開
12月23日	天皇誕生日一般参賀

③ 国賓等の護衛

国賓として来日した外国要人の皇居参内や、信任状等の捧呈に伴う特命全権大使・公使の皇居参内に際して、騎馬、サイドカー等で護衛に当たっている。

コラム 皇居における儀仗勤務^{ぎじょう}

皇宮警察本部における特色ある警備活動として、儀仗勤務がある。この勤務は、特別な被服「儀礼服」を着用し、儀容を整え、威儀を正して警戒する勤務であり、皇居正門には毎日配置しているほか、宮殿行事の際は宮殿の車寄^{くるまよせ}（玄関）に配置している。また、国賓の皇居参内の際は、儀仗隊を配置して歓迎の意を表している。



皇居正門における儀仗勤務

注1：皇宮護衛官のうち護衛を担当する者

注2：栃木県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府及び奈良県

6 研究機関の活動

(1) 警察政策研究センター

警察大学校に置かれている警察政策研究センターは、様々な治安上の課題に関する調査研究を進め、政策提言を行うとともに、警察と国内外の研究者等との交流の拠点として活動している。

① フォーラムの開催

関係機関・団体等と連携し、国内外の研究者・実務家を交えて社会安全等に関するフォーラムを開催している。



フォーラムの開催

図表7-19 フォーラムの開催状況（平成27年度）

開催月	フォーラム等のテーマ	基調講演者
27年9月	変容する国際テロ情勢への対応～「伊勢志摩サミット」に向けて～	フランス・トゥールーズ第一社会科学大学 フランソワ・デュ教授等
27年12月	サイバー空間の安全の確保に向けて	情報セキュリティ大学院大学 湯浅懇道教授等
28年3月	青少年のスマホ利用のリスクと対策 ～進化するインターネット環境における青少年の保護対策～	千葉大学教育学部 藤川大祐教授等

② 大学関係者との共同研究の推進

大学関係者と共同して研究活動を行っている。これまでに、例えば、慶應義塾大学大学院法学研究科との間で、テロ等の各種治安事象への対策を講ずるに当たり、憲法学的見地から、国民の自由と安全をいかにバランスよく保障していくかについて共同研究を行っている。

③ 大学・大学院における講義の実施

警察政策に関する研究の発展及び普及のため、東京大学公共政策大学院、一橋大学国際・公共政策大学院、早稲田大学法科大学院、中央大学法科大学院、首都大学東京都市教養学部、法政大学法学部等に職員を講師として派遣している。



大学・大学院での講義（首都大）

④ 警察に関する国際的な学術交流

海外で開催される国際的な学術会議に参加し、日本警察に関する情報発信を行っている。また、韓国警察大学治安政策研究所、フランス高等治安・司法研究所、フランス・トゥールーズ第一社会科学大学警察学研究センター及びドイツ・フライブルク大学安全・社会センターとの間で協定を締結し、警察に関する国際的な学術交流を実施している。

事例 Case

平成27年8月、タイ・パタヤで開催された第26回国際警察幹部シンポジウム年次総会に参加し、日本におけるストーカー対策の現状と課題について発表を行った。



国際的な学術交流の実施

事例

Case

27年9月、協定を締結しているフランス・トゥールーズ第一社会科学大学教授の訪問を受け、日仏両国のテロ対策等について意見交換するなど協力関係を深めた。

事例

Case

27年12月、公益財団法人日工組社会安全研究財団との共催により、都内において「サイバー空間の安全の確保に向けて」をテーマとするフォーラムを開催した。大学教授、警察庁職員等がパネリストとして参加し、活発に意見交換した。

(2) 警察情報通信研究センター

警察大学校に置かれている警察情報通信研究センターでは、警察活動に関わる情報通信技術について研究しており、その成果は、犯罪捜査の効率化や警察における情報通信システムの整備に活用されている。

研究例 画像処理技術に関する研究

犯罪捜査等の効率化のため、防犯カメラ等に記録された低照度・低画質な画像の鮮明化技術、多数の画像から人物や車両等を識別し画像を効率的に解析する技術、画像から人物等を特定する識別技術等の画像処理に関する技術の研究を行っている。



画像の解析の状況

(3) 科学警察研究所

各分野の専門的知識・技術を有する研究員が、科学捜査、犯罪防止、交通事故防止等についての研究・開発を行うとともに、都道府県警察の鑑定技術職員に対する研修を行っている。また、都道府県警察からの依頼により、事件、事故等に係る鑑定・検査を実施している。

研究例 DNA型鑑定の迅速化に関する研究

現在のDNA型検査法は、DNAの抽出、増幅及び分析の全ての工程を専門家が専用のクリーンルーム内において行う必要があり、機械の動作時間だけでも最低で約5時間を要している。これら一連の工程を一台の装置の中で行い、約90分でDNA型分析結果を得ることが可能な「全自動DNA型分析装置」について、当該装置により得られる分析結果等を現行のDNA型検査法によるものと比較し、その信頼性の検証を行っている。



全自動DNA型分析装置

研究例 爆発物の安全な処理に関する研究

爆弾テロにおいては、状況によってはイベント会場や大都市中心部など、人の多く集まる現場において爆発物の安全化処理を行わなくてはならないことも想定される。そのため、軽減剤を用いた安全な爆発物処理手法について効果検証を行うほか、その安全な処理のために必要な資機材の研究開発等を進めている。



軽減剤の効果検証

第2節

国民の期待と信頼に応える強い警察

1 国民の期待と信頼に応える強い警察の確立のための取組

(1) 国民の期待と信頼に応えるために

① 積極的かつ合理的な組織運営

警察では、平成25年9月に「国民の期待と信頼に応える強い警察」の確立に向けた取組を強化するとの方針を示し、積極的かつ合理的な組織運営を推進することとしている。

具体的には、警察の業務が多様かつ広範となっている中で、警察が国民から負託された業務を全うするため、警察署の業務を中心に大胆な合理化・効率化を進めるとともに、大量採用・大量退職期が到来していることを踏まえた若手警察職員の早期戦力化及び女性の新たな分野への登用等を含めた人的基盤の強化に取り組んでいる。

また、非違事案に対して厳正に対処するとともに、原因・背景の分析に基づく、非違事案につながりにくい業務の仕組みの構築に向けた指導を行うなど、非違事案対策の高度化にも取り組んでいる。



若手警察職員に対する教育

事例 Case

神奈川県警察では、交番・駐在所や本部交通機動隊等の第一線で勤務する若手を中心とした女性警察官に対する総合的な研修を行い、女性警察官の執行力の強化に取り組んでいる。

本取組では、突発事態対処訓練、拳銃奪取防止訓練、警棒・警じょう使用訓練等の実践的な訓練に加え、性犯罪の捜査や人身安全関連事案への対応等に関する研修を行った。



女性警察官に対する警じょう訓練

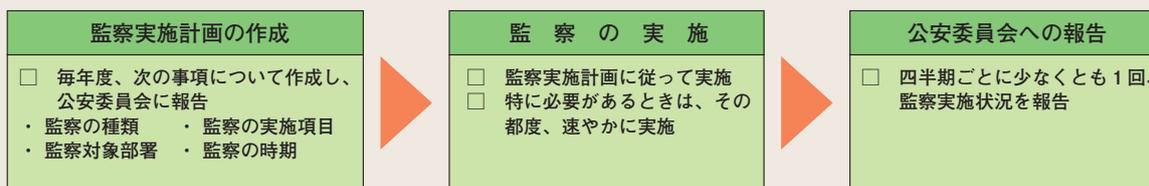
② 監察の実施と苦情をいかした業務改革の推進

ア 監察

警察では、その能率的な運営及び規律の保持に資するために、警察庁、管区警察局及び都道府県警察において、国家公安委員会が定める監察に関する規則に基づき、厳正な監察を実施している。

27年度中、警察庁及び管区警察局においては、都道府県警察等に対し、2,110回の監察を実施し、事件の組織的管理と捜査指揮の状況について指導するなど業務改善を図った。

図表7-20 監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）



イ 苦情をいかした業務改革の推進

都道府県警察では、職員の職務執行に対する苦情に誠実に対応するとともに、個々の苦情やその傾向を踏まえた業務改善策を策定するなど、苦情を活用した組織的な業務改革を推進している。

事例

Case

山形県警察では、「失念した運転免許証の暗証番号を警察署で照会した際、周囲に聞こえるように口頭で回答された」との苦情があったことから、個人情報の取扱いに配慮し、番号票を直接本人に手交する形で回答するよう業務改善を行った。

(2) 適正な予算執行の確保

警察では、適正な予算執行を確保するため、次のような取組を行っている。

① 警察が行う会計監査

国家公安委員会が定める会計の監査に関する規則に基づき、警察庁長官、警視總監、道府県警察本部長及び方面本部長は、監査手法に改善・工夫を加えながら、一層適正な会計経理を推進するため、会計監査を実施している。

平成27年度は、図表7-21のとおり、警察庁の会計監査実施計画を作成し、全120部署を対象に会計書類の点検を行うとともに、捜査費の執行に直接携わった捜査員2,827人を含む6,170人に対して聞き取りを実施するなどした。

② 会計業務の改善に係る取組

警察庁では、会計業務の改善に係る各種取組を全庁を挙げて推進するため、関係職員から成る「警察庁会計業務改善委員会」及び外部有識者から成る「警察庁会計業務検討会議」を開催して、行政事業レビュー、調達改善及び随意契約の適正化に係る取組等を通じ、会計業務の改善に努めている。



監査における職員からの聞き取り

(3) 情報公開制度

警察庁では、警察庁訓令・通達公表基準に基づいて、訓令及び施策を示す通達を原則として公表することとし、ウェブサイトに掲載している。また、窓口を設置し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求を受け付けるとともに、警察白書や統計、報道発表資料等の文書を一般の閲覧に供している。

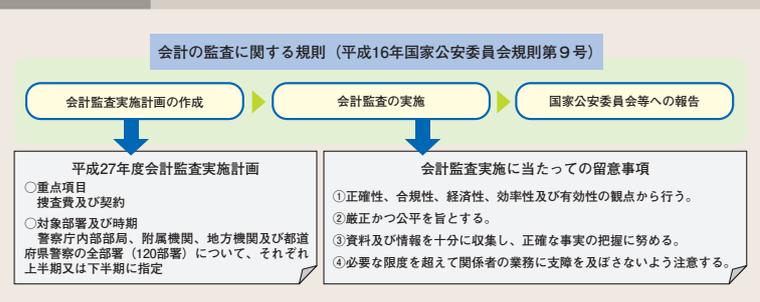
平成27年度中の国家公安委員会と警察庁に対する同法に基づく開示請求及びその開示決定等の件数は図表7-22のとおりである。

(4) 個人情報保護

警察庁では、警察庁における個人情報の管理に関する訓令を制定し、個人情報の管理体制を定めるなどして保有する個人情報の適正な取扱いに努めている。また、窓口を設置し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求を受け付けている。

平成27年度中の国家公安委員会と警察庁に対する同法に基づく開示請求及びその開示決定等の件数は、図表7-23のとおりである。

図表7-21 会計の監査に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第9号)と平成27年度会計監査実施計画



図表7-22 平成27年度中の開示請求等の件数(情報公開)

	開示請求	決定		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	4	2	0	0
警察庁	222	89	101	9

注：開示請求の受理後に請求が取り下げられ、請求に対する決定が行われなかったものなどが含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計件数は異なっている。

図表7-23 平成27年度中の開示請求等の件数(個人情報保護)

	開示請求	決定		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	4	3	0	1
警察庁	12	3	6	4

注：前年度から繰り越した請求に対して決定を行ったものが含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計件数は異なっている。

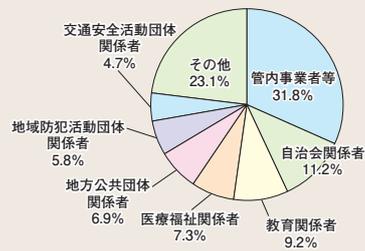
2 国民に開かれた警察活動

(1) 警察署協議会

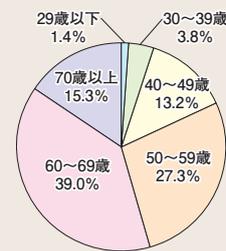
警察は、地域の犯罪や交通事故を防止するなどの様々な活動を行うに際して、住民の意見、要望等を十分に把握するとともに、住民の理解と協力を得ることが必要である。

そのため、原則として全国の全ての警察署に警察署協議会が置かれており、警察署長が警察署の業務について住民の意見を聴くとともに、理解と協力を求める場として活用されている。その委員については、都道府県公安委員会が、警察署の管轄区域内の住民のほか、地方公共団体や学校の職員等、地域の安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしい者に委嘱しており、外国人や学生を含む幅広い分野等から委嘱された委員が全国で活躍している。平成28年4月1日現在、1,163署に協議会が設置され、総委員数は10,562人である。

図表7-24 委員の職業別構成



図表7-25 委員の年齢別構成



コラム 地域とのパイプ役として(警視庁荒川警察署協議会会長 大川 綾)

荒川警察署協議会は、世代も職業も異なる9名で構成されており、日常生活から地域の声や要望を幅広く吸い上げて協議会としての意見に反映しています。例えば、平成27年6月に改正道路交通法が施行されたことを機に、以前から多く見られた自転車の二人乗りやロードバイクの危険運転等に対する取締りの強化や、世代に応じた交通安全教室の重点的な実施を要望しました。警察署では早期にこれらの対策を実施するだけでなく、宅配業者への指導や自転車販売店への働き掛け等も積極的に行ってください、街中での自転車運転マナーが向上したとはっきり実感できるようになりました。加えて、自転車に関与する交通事故件数が前年比で大きく減少するなど成果も出ており、委員として地域の交通安全に貢献できたことを嬉しく感じています。



警察署協議会開催風景(中央が本人)

また、警察署協議会の活動を通じ、警察に対する理解も深まりました。今後も住民が安心、安全に生活できるよう地域とのパイプ役を努めていきたいと思っております。

(2) 政策評価

国家公安委員会と警察庁は、3年ごとに策定する「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」を踏まえて、毎年、政策評価の実施に関する計画を策定し、政策評価を実施している(注)。平成27年度には、1件の実績評価書及び3件の事業評価書を作成・公表した。

注： http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/index.htm

3 犯罪対策閣僚会議の取組

(1) 犯罪対策閣僚会議の開催

平成14年に刑法犯認知件数が過去最高の約285万件を記録するなど、治安情勢が危険水域に達し、国民が強い不安感を抱くようになったことを背景に、警察だけではなく、政府全体としての犯罪対策を進めることの重要性が認識された。そこで、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、政府では、15年9月から、首相が主宰し、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議を開催している。同会議において、15年12月には「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」、20年12月には「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、犯罪情勢に即した各種の施策を講じ、社会全体を犯罪に対して強いものにするための総合的な対策が推進されてきた。



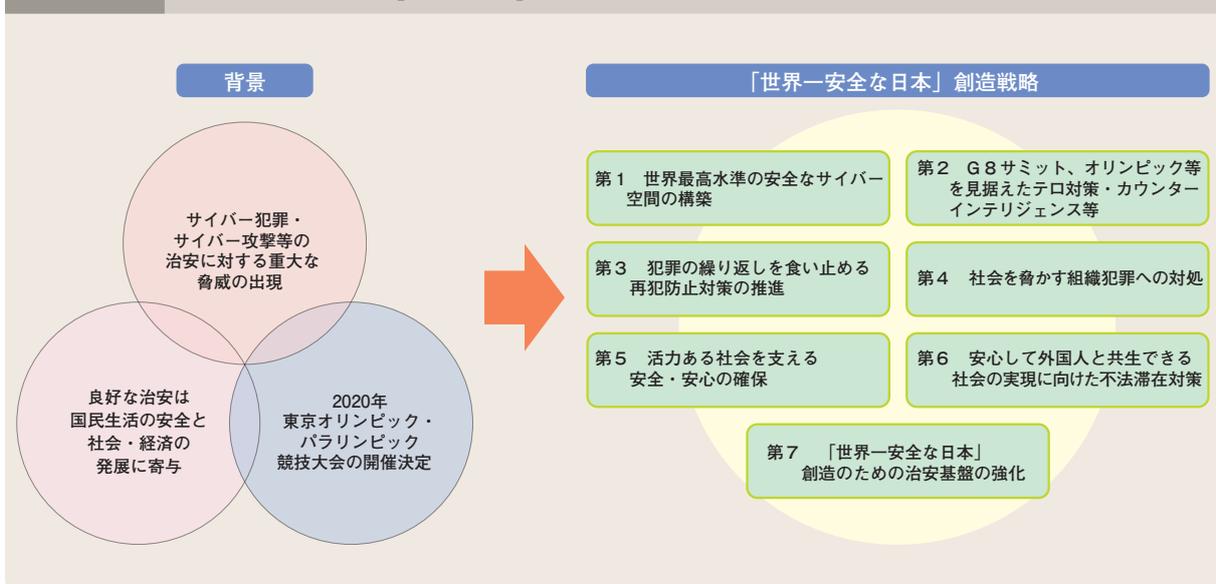
第23回犯罪対策閣僚会議（提供：内閣広報室）

(2) 「世界一安全な日本」創造戦略の策定

現在、我が国の治安は、刑法犯認知件数等の指標が改善する一方で、サイバー犯罪・サイバー攻撃、国際テロ、組織犯罪といった重大な脅威に直面している。また、良好な治安は、国民生活の安全を確保すると同時に、社会・経済の発展にも寄与するものである。こうしたことを踏まえ、平成25年12月、「世界一安全な日本」創造戦略が第21回犯罪対策閣僚会議において策定されるとともに、閣議決定された。

この戦略は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する信頼感を醸成し、「世界一安全な国、日本」を実現することを目標としている。警察では、関係機関・団体と緊密に連携して、この戦略に基づく取組を推進していくこととしている。

図表7-26 「世界一安全な日本」創造戦略の概要



4 犯罪被害者支援

(1) 基本施策

犯罪被害者及びその遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪によって直接、身体的、精神的又は経済的な被害を受けるだけでなく、様々な二次的被害を受ける場合がある。そこで、警察では次のとおり、様々な側面から犯罪被害者支援の充実を図っている。また、各都道府県警察において、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後に犯罪被害者支援を行う指定被害者支援要員制度^(注1)が導入されている。

(2) 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者等に対し、犯罪被害者支援法^(注2)に基づき、国が一定の給付金を支給するものである。この制度は、昭和56年1月に開始して以来、犯罪被害等の早期の軽減に重要な役割を果たしている。

図表7-27 犯罪被害者支援に係る主な施策

情報提供等 <ul style="list-style-type: none"> ●刑事手続や支援制度等の情報を掲載した「被害者の手引」の作成・配布 ●捜査状況等に関する被害者連絡の実施 ●地域警察官による被害者訪問・連絡活動 	経済的支援 <ul style="list-style-type: none"> ●犯罪被害給付制度の運用 ●司法解剖後の遺体修復・遺体搬送費用、性犯罪被害者に対する緊急避妊費用、身体犯罪被害者に対する初診料等費用、ハウスクリーニング費用、一時避難場所の確保のための費用等、各種公費負担制度の運用
安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ●再被害防止措置の実施（パトロールの強化等） ●緊急通報装置の貸出し 	相談・カウンセリング体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ●全国統一の相談専用電話「#9110」の開設 ●各種被害相談窓口の設置 ●カウンセリング技能を有する警察職員の配置 ●精神科医や臨床心理士へのカウンセリング業務委嘱
捜査過程における負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ●指定被害者支援要員制度 ●被害者用事情聴取室、被害者支援用車両（犯罪被害者等の心情に配慮した内装等）の活用 	広報啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ●リーフレット・パンフレット等の作成・配布 ●全国犯罪被害者支援フォーラム等の各種行事への支援 ●「命の大切さを学ぶ教室」の開催

図表7-28 犯罪被害者等給付金

遺族給付金 <p>支給額（最高額～最低額） 2,964万5千円～320万円</p> <p>※犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合、医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額も併せて支給</p>	障害給付金 <p>支給額（最高額～最低額） 3,974万4千円～18万円</p> <p>※障害とは、負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害で、法令に定める程度のもの（障害等級：第1級～第14級）</p>	重傷病給付金 <p>上限額 120万円</p> <p>※重傷病（加療1か月以上かつ3日以上入院（精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状）になった場合、医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を1年を限度として支給</p>
--	--	--

図表7-29 犯罪被害給付制度の運用状況

区分	年次	24年度以前	25年度	26年度	27年度	累計
申請に係る犯罪被害者数（人） （申請件数（件））		9,414 (13,110)	558 (645)	531 (623)	452 (552)	10,955 (14,930)
裁定に係る犯罪被害者数（人） （裁定件数（件））		8,967 (12,695)	571 (662)	559 (655)	455 (559)	10,552 (14,571)
支給裁定に係る犯罪被害者数（人） （裁定件数（件））		8,430 (12,011)	516 (597)	503 (591)	422 (523)	9,871 (13,722)
不支給裁定に係る犯罪被害者数（人） （裁定件数（件））		537 (684)	55 (65)	56 (64)	33 (36)	681 (849)
裁定金額（百万円）		26,206	1,233	1,243	991	29,674

注：裁定金額の累計が年度別の裁定金額の合計と異なるのは、年度別の裁定金額は100万円未満を四捨五入としているためである。

注1：平成27年末現在の要員総数 3万5,253人（28年4月28日時点の集計値）

2：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

(3) 被害者の特性に応じた施策

犯罪類型等によって犯罪被害者等には異なる特性があることから、警察では、性犯罪被害者、交通事故被害者^(注1)、配偶者からの暴力事案の被害者^(注2)、ストーカー事案の被害者^(注3)、被害少年^(注4)、暴力団犯罪被害者等について、その特性に応じた施策を推進している。

図表7-30 被害者の特性に応じた施策の例

性犯罪被害者

性犯罪被害者の立場に立った対応を心掛け、その精神的負担の軽減を図る。

- ・ 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置
- ・ 女性警察職員による「性犯罪被害110番」等の相談体制の充実
- ・ カウンセリング技能を有する警察職員の活用、精神科医等との連携によるカウンセリング委嘱制度の運用
- ・ 初診料、診断書料、緊急避妊費用等の支援、衣類を証拠として預かる際の着替え等の整備
- ・ 産婦人科医会等との連携強化、医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備 等



警察職員による病院への付添い（被害者は模擬）

(4) 関係機関・団体との連携

犯罪被害者等が支援を必要とする事柄は、生活、医療、公判等多岐にわたるため、全ての都道府県で、警察のほか、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局や相談機関等の関係機関・団体から成る「被害者支援連絡協議会」が設立されている。

また、よりきめ細かな犯罪被害者支援を行うため、全国被害者支援ネットワークに加盟する民間の被害者支援団体が設立されているほか、全ての都道府県において、犯罪被害者支援法に基づき、都道府県公安委員会が犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に実施できる団体を犯罪被害者等早期援助団体^(注5)として指定している。これらの団体では、電話又は面接による相談、裁判所へ赴く際の付添い等の直接支援、相談員の養成及び研修、自助グループ（被害者遺族の会等）への支援、広報啓発等を行っている。

コラム 内閣府からの犯罪被害者等施策の移管について

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、平成28年4月1日、これまでは内閣府が担ってきた犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務が、国家公安委員会に移管された。

移管後は、犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務を通じ、国家公安委員会が犯罪被害者等施策に係る政府の司令塔としての役割を担い、関係省庁、地方公共団体の担当部局等の関係機関・団体に対し、犯罪被害者等のための施策の更なる充実を働き掛けつつ、各種取組を推進していくこととなった。

注1：179頁参照

2・3：92頁参照

4：101頁参照

5：平成27年6月25日現在、全国で47団体

1 外国治安機関等との連携

(1) 国際的な犯罪に対する外国治安機関等との連携

① ASEAN加盟国、G7各国等との連携

警察庁では、国際テロ対策、サイバーセキュリティ対策等の分野においてASEAN加盟国等の外国治安機関等との協力関係の強化に取り組んでいる。

平成27年9月から10月にかけて、マレーシアにおいて、ASEAN+3国際犯罪閣僚会議^(注1)の第7回会議及び日・ASEAN国際犯罪閣僚会議の第2回会議が開催され、我が国からは国家公安委員会委員長が出席した。また、27年8月にはインドネシアにおいて、ASEAN警察長官会合(ASEANAPOL)^(注2)の第35回会合が開催され、我が国から警察庁幹部が出席した。そのほか、27年11月にはドイツにおいて、28年3月には東京において、G7ローマ/リヨン・グループ会合が開催され、我が国からは警察庁幹部等が出席し、国際組織犯罪対策やテロ対策について積極的に議論に参加した。

② 二国間等の連携

警察では、国際的な犯罪対策において我が国と関わりの深い国の治安機関との間で協議を行うなどして協力関係を深めている。27年12月には、中国・青島^{チンタオ}において、中国公安部との間で第8回日中警察協議を、中国公安部及び韓国警察庁との間で日中韓警察局長級会議を、それぞれ開催した。また、同月、ベトナム・ハノイにおいて、ベトナム公安省との間で第3回日越治安当局次官級協議を開催した。また、国家公安委員会委員長が、マレーシア(27年9月)、シンガポール(同月)、ブルネイ(同月)、英国(同年10月)、米国(同年11月)等各国の治安担当大臣、駐日大使等と会談を行うなど、外国治安機関等との協力関係を強化した。



国家公安委員会委員長と駐日米国大使との会談の様子

(2) 治安に関係する国際約束の締結

刑事共助条約(協定)は、捜査共助の実施を条約上の義務とすることで捜査共助の一層確実な実施を期するとともに、捜査共助の実施のための連絡を外交当局間ではなく、条約が指定する中央当局間で直接行うことにより、手続の効率化・迅速化を図るものである。これまでに米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で締結している。また、犯罪人引渡条約は、日本で犯罪を犯し国外に逃亡した犯罪人等を確実に追跡し、逮捕するため、一定の場合を除き、犯罪人の引渡しを相互に義務付けるものであり、これまでに米国及び韓国との間で締結している。そのほか、平成26年2月、PCSC協定^(注3)が日米両政府間において署名され、引き続き同協定の発効に向けた協議を行っている。

注1：ASEAN加盟国に日本、中国及び韓国を加えた治安機関の閣僚が参加する会議

注2：東南アジア地域の警察機関相互の交流促進を目的として昭和56年に結成されたもので、我が国は、中国、韓国等と共に議題提案権を有する「ダイアログ・パートナー」として参加している。

注3：重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(Agreement between the Government of Japan and the Government of the United States of America on Enhancing Cooperation in Preventing and Combating Serious Crime)の略称。日米査証免除措置の下で安全な国際的渡航を一層容易にすつ、日米両国民の安全を強化するために、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めたもの

(3) 国際協力の推進

① 海外の警察に対する支援

警察庁では、我が国の警察の知見や特質をいかし、外務省やJICAと協力して開発途上国等に専門家を派遣し、交番制度、現場鑑識活動等の分野で海外の警察に対する支援を行っている。平成27年中には、20人の専門家を新たに派遣した。

ア インドネシア国家警察改革支援プログラム

13年以降、インドネシア国家警察改革支援プログラムを実施しており、国家警察長官アドバイザー兼プログラム・マネージャーを含む専門家を派遣している。24年以降、市民警察活動を全国展開させるため、交番制度、現場鑑識活動等に関するこれまでの協力の成果の一層の定着・展開を支援している。

イ 東ティモール国家警察に対する協力

東ティモール政府からの要請に基づき、27年10月から12月にかけて専門家を派遣し、地域警察の現状を視察した上で、助言・指導を行うとともに、インドネシア国家警察と協力しながら、インドネシアにおいて、東ティモールの警察官に対して、交番の視察、巡回連絡の研修等を実施した。

ウ トルコにおけるアフガニスタン女性警察官訓練に対する協力

トルコ警察では、アフガニスタンの治安改善のため、同国警察の能力向上に必要な警察官訓練を実施している。我が国では、トルコ政府からの要請を受け、27年10月、同国に女性警察官を派遣してアフガニスタン女性警察官に対する訓練を支援した。



トルコでのアフガニスタン女性警察官への講義の様子

エ ブラジルに対する地域警察活動普及支援

ブラジル政府からの要請に基づき、27年1月から専門家をブラジルに派遣するとともに、ブラジルの警察官に対して都道府県警察での実地研修を行い、交番制度を始めとした地域警察活動の更なる質の向上及び全国展開に向けた支援を行っている。



神奈川県警察におけるブラジルの警察官への研修の様子

オ 研修員の受入れ

警察では、知識・技術の移転及び諸外国との情報交換の促進を図るため、都道府県警察における実地研修、警察大学校国際警察センターにおけるセミナー等を行っている。27年中には、14回の研修でブラジル、インドネシア、東ティモール、フィリピン等各国の警察幹部を含む175人の研修員を受け入れた。

② 国際緊急援助活動

我が国は、外国で大規模な災害が発生し、被災国政府又は国際機関の要請があった場合、被災地に国際緊急援助隊を派遣しており、警察も国際緊急援助隊の救助チームの一員として国際緊急援助活動を行っている。27年4月に発生したネパールにおける地震災害では、我が国政府は、警察職員23人及び警備犬4頭を含む国際緊急援助・救助チームを派遣し、同チームは建物倒壊現場での被災者の捜索等に従事した。

警察では、国際緊急援助隊の派遣に関する法律が施行された昭和62年以降、延べ265人の隊員を14の国・地域に派遣し、被災者の捜索・救助等を行った。

警察活動の最前線

「何もない」留置施設を目指して

青森県青森警察署 留置管理課留置管理係
 (現 青森県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 ストーカー・DV対策係)
 としま みちこ
 戸嶋 美智子 警部補



様々な人が留置される留置施設では、自殺、自傷、反抗等、全く思いどおりにはならないことが起き得ます。それでも留置は何もなくて当たり前と考えられていました。しかし、私はそうは思いません。留置施設の「何もない」は、普段と違う兆候を読み取る「洞察力」、規律・秩序のために動ける「機敏さ」、事故リスクの軽減のために工夫する「創造力」、つまり「人」が創り出すものだと考えるからです。

「何もない」が当たり前の留置部門は、事件を検挙した時のように光が当たることは多くないものの、私は留置の仕事に誇りを持ち、「何もない」に光を当てるために同僚と一緒に知恵を出し合い、ハード面、ソフト面の改善に積極的に取り組んできました。

そして、留置施設内に危険物等を持ち込まれる事案を防止するために開発した「身体検査用足型マット」については、その活用により被留置者が隠匿した物が留置担当官により発見され、発見者が表彰を受けるとともに、足型マットが県内全署に配布されるなど、少なからず留置業務に貢献することができ、「何もない」に光が当たる瞬間を体験することができました。

これからも、私たちの持つ「洞察力」「機敏さ」「創造力」を武器に、「何もない留置施設」の維持のために尽力していきたいと思えます。



犯罪被害に遭われた方々の平穏を願って

和歌山県警察本部警察相談課
 犯罪被害者支援室犯罪被害者支援係
 かわさき りきお
 川崎 力夫 警部補



私は、犯罪被害者支援係に従事することになって、被害に遭われた方々の体験談を聴いたり、手記を読む機会が多くなりました。その内容は大変深刻で被害に遭われた方々は直接の被害は元より、その後の暮らしにおいても厳しい負担を強いられていました。この被害後の現状を知ったことで、心から被害者支援の大切さを感じました。

犯罪被害者支援係に配属された当時、殺人事件の被害者の御遺族の支援に当たったことがありました。幼子であった被害者の子を、一人暮らしであった老齢の御遺族の方が養育することになったのですが、その方から、「年金だけで孫を育てるには経済的に不安です」と打ち明けられました。当時の私には、この不安を解消する知識がなく、遠慮気味に話す祖母の要望に応えることができなかつたのです。しかし、私たちと連携して支援に当たっていた民間の被害者支援団体が、県の親族里親制度があることを知らせてくださったことから、幼子は親族の方とともにその制度の適用を受けることができました。被害の内容によっては長期にわたって問題を抱えることになる場合があり、支援には関係機関や団体と連携する必要性を強く感じました。被害に遭われた方々の平穏を願いながら、被害者の視点に立った支援活動に当たりたいと思っています。

